

## 【指定障害児通所支援事業の自己点検表】

(児童発達支援／医療型児童発達支援／放課後等デイサービス／居宅訪問型児童発達支援／保育所等訪問支援)

事業所名：

受検年月日： 年 月 日

担当者氏名：

○鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例 (平成 24 年鳥取県条例第 81 号)	点検結果	○鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例 施行規則 (平成 25 年鳥取県規則第 28 号)	点検結果
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。) 第 21 条の 5 の 4 第 1 項第 2 号、第 21 条の 5 の 15 第 3 項第 1 号 (法第 21 条の 5 の 16 第 4 項及び第 24 条の 9 第 3 項 (法第 24 条の 10 第 4 項において準用する場合を含む。)) において準用する場合を含む。)、第 21 条の 5 の 17 第 1 項第 1 号及び第 2 号、第 21 条の 5 の 19 第 1 項及び第 2 項並びに第 24 条の 12 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、法、介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。) で使用する用語の例による。</p> <p>(一般原則)</p> <p>第 3 条 指定障害児通所支援事業者は、障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画 (以下「障害児支援計画」という。) を、指定障害児入所施設等は障害児支援計画及び障害児 (15 歳以上の者に限る。) が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画 (以下「移行支援計画」という。) を作成し、これ</p>	適・否	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例 (平成 24 年鳥取県条例第 81 号。以下「条例」という。) 第 6 条及び第 7 条第 2 項並びに別表第 1 及び別表第 2 の規定に基づき、指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義等)</p> <p>第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)、介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。) 並びに条例で使用する用語の例による。</p> <p>(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)</p> <p>第 3 条 条例に定めるもののほか、指定通所支援に係る指定基準は、障害児通所支援の種類に応じ、別表第 1 のとおりとする。</p> <p>2 児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援並びに生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援のうち 2 種類以上の事業を一体的に行う事業所の従業者、設備及び運営に関する基準は、別表第 2 のとおりとする。</p> <p>3 条例に定めるもののほか、障害者総合支援法第 29 条第 1 項の</p>	

<p>に基づき障害児に対して支援を行い、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に支援を行わなければならない。</p> <p>2 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設等は、障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った支援を行わなければならない。</p> <p>3 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>指定(生活介護に係るものに限る。)を受けている者により提供される指定通所支援に係る共生型指定基準は、別表第3のとおりとする。</p> <p>4 条例に定めるもののほか、介護保険法第41条第1項本文の指定(通所介護に係るものに限る。)又は同法第42条の2第1項本文の指定(地域密着型通所介護に係るものに限る。)を受けている者により提供される指定通所支援に係る共生型指定基準は、別表第4のとおりとする。</p> <p>5 条例に定めるもののほか、介護保険法第42条の2第1項本文の指定(小規模多機能型居宅介護又は複合型サービス(訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスに限る。)に係るものに限る。)又は同法第54条の2第1項本文の指定(介護予防小規模多機能型居宅介護に係るものに限る。)を受けている者により提供される指定通所支援に係る共生型指定基準は、別表第5のとおりとする。</p> <p>6 基準該当通所支援に係る従業者、設備及び運営に関する基準は、障害児通所支援の種類に応じ、別表第6のとおりとする。</p> <p>7 生活介護を行う事業所であって指定障害福祉サービス事業者の指定を受けているものが別表第7に掲げる基準を満たすときは、前項に定める基準を満たしているものとみなす。</p> <p>8 通所介護又は地域密着型通所介護(以下「通所介護等」という。)を行う事業所であって介護保険法第41条第1項本文又は第42条の2第1項本文の指定を受けているものが別表第8に掲げる基準を満たすときは、第6項に定める基準を満たしているものとみなす。</p> <p>9 小規模多機能型居宅介護(複合型サービスに該当するものを含む。)を行う事業所であって介護保険法第42条の2第1項本文の指定を受けているもの(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)が別表第9に掲げる基準を満たすときは、第6項に定める基準を満たしているものとみなす。</p>	
<p><b>(指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者の要件)</b></p>			
<p>第4条 法第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項及び第24条の9第3項(法第24条の10第4項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人(病院又は診療所において行う児童発達支援に係る指定にあつては、個人又は法人)とする。ただし、暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者を除く。</p>	<p>適・否</p>	<p>6 基準該当通所支援に係る従業者、設備及び運営に関する基準は、障害児通所支援の種類に応じ、別表第6のとおりとする。</p> <p>7 生活介護を行う事業所であって指定障害福祉サービス事業者の指定を受けているものが別表第7に掲げる基準を満たすときは、前項に定める基準を満たしているものとみなす。</p> <p>8 通所介護又は地域密着型通所介護(以下「通所介護等」という。)を行う事業所であって介護保険法第41条第1項本文又は第42条の2第1項本文の指定を受けているものが別表第8に掲げる基準を満たすときは、第6項に定める基準を満たしているものとみなす。</p> <p>9 小規模多機能型居宅介護(複合型サービスに該当するものを含む。)を行う事業所であって介護保険法第42条の2第1項本文の指定を受けているもの(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)が別表第9に掲げる基準を満たすときは、第6項に定める基準を満たしているものとみなす。</p>	
<p><b>(指定通所支援の事業の基本方針)</b></p>			
<p>第5条 指定通所支援の事業は、次の基本方針により行うものとする。</p> <p>(1) 児童発達支援は、障害児が日常生活における基本的な動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又はこれに併せて治療を行わなければならない。</p> <p>(2) 放課後等デイサービスは、障害児が生活能力を向上させ、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な支援を行わなければならない。</p> <p>(3) 居宅訪問型児童発達支援は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>(指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準)</p> <p>第4条 条例に定めるもののほか、指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準は、障害児入所施設の区分に応じ、別表第10のとおりとする。</p> <p>2 障害児入所支援及び療養介護を一体的に行う施設については、鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例(平成24年鳥取</p>	

<p>ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行わなければならない。</p> <p>(4) 保育所等訪問支援は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行わなければならない。</p>	<p>適・否</p>	<p>県条例第71号)別表第2及び鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則(平成25年鳥取県規則第18号)別表第2に掲げる基準を満たしているときは、医療型障害児入所施設に係る前項に定める基準を満たしているものとみなす。</p>	
<p><b>(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)</b></p> <p>第6条 指定通所支援に係る法第21条の5の19第1項及び第2項の条例で定める基準(以下「指定基準」という。)は、障害児通所支援の種類に応じ、別表第1のとおりとする。ただし、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援並びに生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る当該基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</p>	<p>適・否</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。 (平成24年4月1日前から継続している事業等の特例)</p> <p>2 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号。以下「整備法」という。)附則第22条第1項に規定する者に対する第3条及び別表第1の規定の適用については、平成27年3月31日までの間、同条中「別表第1」とあるのは「別表第1(1の表従業者の配置の項第1号(2)及び(3)並びに3の表従業者の配置の項第2号及び第3号の規定を除く。)」と、別表第1の1の表サービスの提供の項第16号、2の表サービスの提供の項第15号、3の表サービスの提供の項第14号及び4の表サービスの提供の項第16号中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「管理者」とする。</p>	
<p>2 指定通所支援に係る法第21条の5の17第1項第1号及び第2号の条例で定める基準(以下「共生型指定基準」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 介護保険法第41条第1項本文の指定(通所介護に係るものに限る。)、同法第42条の2第1項本文の指定(地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護又は複合型サービス(訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスに限る。)に係るものに限る。)、同法第54条の2第1項本文の指定(介護予防小規模多機能型居宅介護に係るものに限る。)又は障害者総合支援法第29条第1項の指定(生活介護に係るものに限る。)を受けている者により提供されること。</p>	<p>適・否</p>	<p>3 整備法附則第22条第2項に規定する施設の設置者に対する別表第1の1の表従業者の配置の項第2号の規定の適用については、同号(4)及び(6)中「言語聴覚士」とあるのは、「言語機能訓練担当職員」とする。</p> <p>附 則(平成25年規則第71号) この規則は、鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正する条例(平成25年鳥取県条例第57号)の施行の日(平成25年10月11日)から施行する。</p>	
<p>(2) 次に掲げる障害児通所支援の区分に応じ、それぞれに定める基準を満たすこと。ただし、児童発達支援管理責任者を置かない場合にあつては、児童発達支援管理責任者が行うべき業務は、これに代わる適当な者が行うことができる。</p> <p>ア 児童発達支援 別表第1の1の表(従業者の配置の項第1号(1)イからエまで及び(2)から(4)まで並びに</p>	<p>適・否</p>	<p>附 則(平成27年規則第15号) この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成28年規則第24号)抄 (施行期日)</p>	

<p>第2号から第4号まで、設備の項第1号(1)及び(2)、第2号並びに第3号並びに利用定員の項を除く。)に掲げる基準</p> <p>イ 放課後等デイサービス 別表第1の2の表(従業者の配置の項第1号(2)から(4)まで及び第2号から第6号まで、設備の項第1号から第3号まで並びに利用定員の項を除く。)に掲げる基準</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、指定通所支援に係る指定基準及び共生型指定基準並びに指定通所支援以外の障害児通所支援を行う事業所(次に掲げる事業を行う事業所を含む。)に係る法第21条の5の4第1項第2号の条例で定める基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</p> <p>(1) 生活介護 (2) 通所介護、地域密着型通所介護又は小規模多機能型居宅介護(複合型サービスに該当するものを含む。)</p> <p><b>(指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準)</b></p> <p>第7条 指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準は、障害児入所施設の区分に応じ、別表第2のとおりとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準は、指定障害児入所施設の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (平成24年4月1日前から継続している事業等の特例)</p> <p>2 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号。以下「整備法」という。)附則第22条第1項の規定により指定障害児通所支援事業者とみなされた者に対する第6条第1項及び別表第1の規定の適用については、平成27年3月31日までの間、同項中「別表第1」とあるのは「別表</p>	<p>適・否 適・否  適・否 適・否</p>	<p>1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成29年規則第11号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)別表第1の3の表に規定する基準を満たしている指定放課後等デイサービス事業者については、改正後の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>3 この規則の施行の際現に旧規則別表第3の2の表に規定する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者については、新規則の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>附 則(平成30年規則第30号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者については、改正後の別表第1の1の表従業者の配置の項第1号(1)及び(2)の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>3 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則別表第3の1の表に規定する基準を満たしている基準該当指定児童発達支援事業者については、改正後の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>附 則(平成31年規則第23号) この規則は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(令和3年規則第18号)抄</p>	
--	---	---	--

<p>第1（1の表従業者の配置の項第1号（1）のウ及びエ並びに（4）並びに3の表従業者の配置の項第1号（3）及び（4）並びに第4号を除く。）と、別表第1の1の表障害児支援計画の項中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「管理者」とする。</p> <p>3 整備法附則第22条第2項の規定により指定障害児通所支援事業者とみなされた者に対する別表第1の1の表従業者の配置の項第2号の規定の適用については、同号中「言語聴覚士」とあるのは、「言語機能訓練担当職員」とする。</p> <p>4 整備法附則第27条前段の規定により指定障害児入所施設とみなされた施設（この条例の施行の日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）に対する第7条第1項の規定の適用については、同項中「別表第2」とあるのは、「別表第2（1の表設備の項第3号を除く。）」とする。</p> <p>附 則（平成25年条例第34号） この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条中議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第9条の2第2号の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）、第3条の規定、第5条中鳥取県特別医療費助成条例第3条第2項第1号の改正規定（「第5条第23項」を「第5条第22項」に改める部分に限る。）及び第8条の規定は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成25年条例第57号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年条例第14号） この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成28年条例第37号） この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成29年条例第18号） （施行期日） 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p>	<p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。 （鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>2 施行日から令和4年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則（以下この項から附則第18項までにおいて「新規則」という。）別表第1の1の表サービスの提供の項第28号及び第29号並びに別表第10の1の表サービスの提供の項第33号及び第34号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」とする。</p> <p>3 施行日から令和6年3月31日までの間、別表第1の1の表サービスの提供の項第31号及び別表第10の1の表サービスの提供の項第36号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めるとともに、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること」とする。</p> <p>4 この規則の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者（以下「旧指定児童発達支援事業者」という。）については、新規則別表第1の1の表従業者の配置の項第1号（1）の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>5 旧指定児童発達支援事業者に対する別表第1の1の表従業者の配置の項第1号（5）の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同号中「（1）に掲げる従業者の」とあるのは「（1）に掲げる従業者及び障害福祉サービス経験者（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したものをいう。）の」と、「機能訓練担当職員等の総数」とあるのは「機能訓練担当職員等並びに障害福祉サービス経験者の総数（看護職員の人数を除く。）」とする。</p> <p>6 旧指定児童発達支援事業者については、新規則別表第1の1</p>	
--	---	--

<p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に指定を受けている指定放課後等デイサービス事業者については、この条例による改正後の別表第1の3の表従業者の配置の項右欄の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成30年条例第24号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者については、改正後の別表第1の1の表従業者の配置の項第1号(1)及び(3)の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成31年条例第17号)</p> <p>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (令和3年条例第17号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>(鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 施行日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例(以下「新条例」という。)別表第1の1の表サービスの提供の項第10号、2の表サービスの提供の項第9号、3の表サービスの提供の項第9号、4の表サービスの提供の項第8号及び5の表サービスの提供の項第7号並びに別表第2の1の表サービスの提供の項第9号及び2の表サービスの提供の項第8号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うこと」とあるのは「行うよう努めること」とする。</p> <p>3 この条例の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者については、新条例別表第1の1の表従業者の配置の</p>	<p>の表従業者の配置の項第2号(10)ただし書の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>7 この規則の施行の際現に基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者(以下「旧基準該当児童発達支援事業者」という。)については、新規別表第6の1の表従業者の配置の項第1号(1)の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>8 旧基準該当児童発達支援事業者については、改正前の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)別表第6の1の表従業者の配置の項第2号の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。</p> <p>9 この規則の施行の際に現に指定を受けている指定放課後等デイサービス事業者(以下「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。)については、新規別表第1の3の表従業者の配置の項第1号の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>10 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新規別表第1の3の表従業者の配置の項第4号の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同号中「第1号に掲げる従業者の」とあるのは「第1号に掲げる従業者及び障害福祉サービス経験者の」と、「機能訓練担当職員等の総数」とあるのは「機能訓練担当職員等並びに障害福祉サービス経験者の総数(看護職員の人数を除く。)」とする。</p> <p>11 この規則の施行の際現に基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者(以下「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。)については、新規別表第6の2の表従業者の配置の項第1号(1)の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>12 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧規則別表第6の2の表従業者の配置の項第2号の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。</p> <p>13 この規則の施行の際現に指定を受けている主として知的障がいのある児童が入所する施設については、新規別表第10の1の表従業者の配置の項第2号(1)の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p>	
--	---	--

<p>項第1号(1)イ及び(3)の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>4 この条例の施行の際現に指定を受けている指定放課後等デイサービス事業者については、新条例別表第1の3の表従業者の配置の項第1号(2)及び第4号の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。 (鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 施行日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例(次項において「新条例」という。)別表第1の1の表サービスの提供の項第8号、別表第1の2の表サービスの提供の項第7号、別表第1の3の表サービスの提供の項第8号、別表第1の4の表サービスの提供の項第8号及び別表第1の5の表サービスの提供の項第7号並びに別表第2の1の表サービスの提供の項第8号及び別表第2の2の表サービスの提供の項第7号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「周知すること」とあるのは「周知するよう努めること」とする。</p> <p>3 施行日から令和6年3月31日までの間、指定障害児通所支援事業者等において利用者の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車にブザー等(新条例別表第1の1の表サービスの提供の項第9号に規定するブザー等をいう。以下この項において同じ。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、同号、新条例別表第1の2の表サービスの提供の項第8号及び別表第1の3の表サービスの提供の項第9号の規定にかかわらず、当該自動車にブザー等を設けないことができる。この場合において、当該指定障害児通所支援事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用者の所在の確認を行わなければならない。</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>14 この規則の施行の際現に指定を受けている主として視覚又は聴覚に障がいのある児童が入所する施設については、新規規則別表第10の1の表従業者の配置の項第2号(2)の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>附 則(令和4年規則第5号) この規則は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(令和5年規則第3号) この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。 (鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際現に設置している児童発達支援センターについては、第1条の規定による改正後の鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則別表第8職員の配置の項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。 (鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>3 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号。以下「改正法」という。)附則第4条第1項の規定により改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法(以下「新法」という。)第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、第2条の規定による改正後の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則(以下「新通所支援事業等条例施行規則」という。)別表第1の1の表従業者の配置の項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。</p> <p>4 改正法附則第4条第1項の規定により新法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、新通所支援事業等条例施行規則別表第1の1の表設備の項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。</p> <p>5 この規則の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支</p>	
---	---	--

<p>(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に設置している児童発達支援センターについては、第1条の規定による改正後の鳥取県児童福祉施設に関する条例(次項において「新児童福祉施設条例」という。)別表第8設備の項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。</p> <p>3 この条例の施行の際現に設置している児童発達支援センターについては、新児童福祉施設条例別表第8職員の配置の項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。</p> <p>(鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>4 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号。以下「改正法」という。)附則第4条第1項の規定により改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法(以下「新法」という。)第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、第2条の規定による改正後の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例(以下「新通所支援事業等条例」という。)別表第1の1の表の従業者の配置の項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。</p> <p>5 改正法附則第4条第1項の規定により新法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、新通所支援事業等条例別表第1の1の表の設備の項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。</p> <p>6 この条例の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者(主として難聴児が通う事業所又は主として重症心身障害児が通う事業所に係るものに限る。)については、新通所支援事業等条例別表第1の1の表従業者の配置の項及び利用定員の項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。</p> <p>7 この条例の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者(主として難聴児が通う事業所又は主として重症心身障害児が通う事業所に係るものに限る。)については、新通所支援事業等条例別表第1の1の表の設備の項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。</p>		<p>援事業者(主として難聴児が通う事業所及び主として重症心身障害児が通う事業所に係るものに限る。)については、新通所支援事業等条例施行規則別表第1の1の表従業者の配置の項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。</p> <p>6 この規則の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者(主として難聴児が通う事業所及び主として重症心身障害児が通う事業所に係るものに限る。)については、新通所支援事業等条例施行規則別表第1の1の表設備の項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。</p> <p>7 この規則の施行の日から令和7年3月31日までの間、新通所支援事業等条例施行規則別表第1の1の表サービスの提供の項第1号の4の規定の適用については、これらの規定中「公表すること」とあるのは、「公表するよう努めること」とする。</p>
--	--	---



別表第1（第6条関係）

1 児童発達支援

区分	基準
従業者の配置	<p>1 児童発達支援センターであるものを除き、従業者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる従業者を置くこと。</p> <p>ア 管理者</p> <p>イ 児童指導員又は保育士</p> <p>ウ 児童発達支援管理責任者</p> <p>エ 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）</p> <p>(2) 日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引等の医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合又は主として重症心身障害児が通う場合は、(1)に掲げる従業者のほか、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を置くこと。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(3) 児童指導員又は保育士のうち1人以上は、常勤であること。</p> <p>(4) 児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤であること。</p> <p>2 児童発達支援センターの従業者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる従業者を置くこと。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>ア 管理者</p> <p>イ 児童指導員及び保育士</p> <p>ウ 栄養士</p> <p>エ 調理員</p> <p>オ 児童発達支援管理責任者</p>

適・否

適・否

適・否

適・否

適・否

別表第1（第3条関係）

1 児童発達支援

区分	基準
従業者の配置	<p>1 児童発達支援センターであるものを除き、事業所に配置する従業者は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 児童指導員及び保育士は、サービスの単位（サービスを同時に一体的に提供できるように利用者の障がいの程度に応じ1人又は複数に区分した利用者の単位をいう。以下同じ。）ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる人数が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上とすること。</p> <p>ア 利用者の数が10人以下の事業所 2人</p> <p>イ 利用者の数が10人を超える事業所 利用者の数から10を控除した数を5で除した数（1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数）に2を加えた人数</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者は、1人以上とすること。</p> <p>(3) 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員を1人以上置くこと。</p> <p>(4) 主として重症心身障害児が通う施設を除き、次に掲げる場合には、看護職員を置かないことができること。</p> <p>ア 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して人工呼吸器による呼吸管理、 かくたん 喀痰吸引等の医療行為(以下「医療的ケア」という。)を行う場合</p> <p>イ 当該事業所(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)</p>

適・否

適・否

適・否

適・否

	<p>カ 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）</p> <p>(2) 日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は、(1)に掲げる従業者のほか、看護職員を置くこと。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(3) 障害児に対して治療を行う場合は、(1)及び(2)に掲げる従業者のほか、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に規定する診療所として必要とされる従業者を置くこと。</p> <p>(4) 従業者(管理者及び(3)に掲げる者を除く。)は、専ら当該児童発達支援センターの職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、栄養士及び調理員を、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p> <p>(5) 従業者 ((3)に掲げる者に限る。)は、専ら当該児童発達支援センターの職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、利用者の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p> <p>3 従業者は、利用者の数及び障がいの程度に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>4 主として重症心身障害児が通う事業所及び児童発達支援センターは、嘱託医師を定めておくこと。</p> <p>5 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>6 常時 1 人以上の従業者を利用者の支援に従事させること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>		<p>において、医療的ケアのうち<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等</p> <p>(同法第 2 条第 2 項に規定する<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等をいう。以下同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等業務</p> <p>(同法第 48 条の 3 第 1 項に規定する<sup>かくたん</sup>吸引等業務をいう。以下同じ。)を行う場合</p> <p>ウ 当該事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第 27 条第 1 項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第 10 条第 1 項に規定する特定行為をいう。以下同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第 27 条第 1 項に規定する特定行為業務をいう。以下同じ。)を行う場合</p> <p>(5) 機能訓練担当職員又は看護職員(以下「機能訓練担当職員等」という。)がサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を(1)に掲げる従業者の人数に含めることができること。ただし、この場合においては、(1)に掲げる従業者及び機能訓練担当職員等の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士とすること。</p> <p>(6) 主として重症心身障害児が通う事業所は、(1)の規定にかかわらず、児童指導員又は保育士、機能訓練担当職員及び看護職員をそれぞれ 1 人以上置くこと。</p> <p>2 児童発達支援センターに配置する従業者は、次のとおりとすること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>
--	--	---	--	--	-----------------------



	設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。				
利用定員	10人以上とすること。ただし、児童発達支援センターであるものを除き、主として重症心身障害児が通う場合は、5人以上とすることができる。	適・否			
サービスの開始	1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。	適・否			
	2 サービスを提供する地域等を勘案し、利用申込者に係る児童に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合は、適当な他の福祉サービスを提供する者の紹介その他の措置を講ずること。	適・否			
	3 利用の申込みを受けたときは、利用申込者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について同意を得ること。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、人数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 利用定員 (5) サービスの内容並びに利用者の保護者から受領する費用の種類及びその額 (6) 事業の実施地域 (7) サービスの利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類 (11) 虐待の防止のための措置に関する事項 (12) 従業者の勤務体制 (13) その他サービスの選択に資する重要事項	適・否			
障害児支援計画	1 児童発達支援管理責任者に障害児支援計画を作成させること。 2 障害児支援計画は、適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等を評価することを通じて保護者	適・否 適・否			
				員を配置する場合は、その数を(1)に掲げる従業者の人数に含めることができること。ただし、機能訓練担当職員等の数を含める場合における(1)に掲げる従業者及び機能訓練担当職員等の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士とすること。 (9) 利用定員が40人以下の事業所は、(2)の規定にかかわらず、栄養士を置かないことができること。 (10) 調理業務の全部を委託する場合は、(3)の規定にかかわらず、調理員を置かないことができること。	
				3 主として重症心身障害児が通う事業所及び児童発達支援センターの嘱託医師の人数は、1人以上とすること。	適・否
				4 利用者の支援に支障がない場合は、管理者を当該事業所の他の職務に従事させ、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができること。	適・否
				5 当該事業所(児童発達支援センターを除く。)と一体的に管理運営を行う従たる事業所を設置する場合は、児童発達支援管理責任者以外の従業者のうち当該事業所又は従たる事業所の職務に従事する者のそれぞれ1人以上を、常勤かつ専ら当該職務に従事する者とする。	適・否
				6 保育所若しくは家庭的保育事業所等(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)をいう。以下同じ。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と事業所の利用者を交流させるときは、利用者の支援に支障がない場合に限り、利用者の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができること。	適・否

	<p>及び利用者の希望する生活並びに課題等を把握する作業（以下「アセスメント」という。）の結果に基づき、利用者の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう適切な内容とすること。</p> <p>3 アセスメントを行うときは、利用者及びその保護者に対して面接すること。また、面接の趣旨を十分に説明し、その理解を得ること。</p> <p>4 障害児支援計画の原案を作成したときは、利用者に対するサービスの提供に当たる他の担当者等の意見を聴くとともに、利用者及びその保護者に対して説明し、文書によりその同意を得ること。</p> <p>5 障害児支援計画を作成したときは、当該障害児支援計画を当該利用者の保護者及び当該保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付すること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p><b>設備</b></p> <p>1 児童発達支援センター以外の事業所に設ける発達支援室は、利用者の支援に支障がない広さとする。</p> <p>2 児童発達支援センターの設備は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 発達支援室は、定員をおおむね10人とし、利用者1人当たりの床面積を、2.47平方メートル以上とする。</p> <p>(2) 遊戯室は、利用者1人当たりの床面積を、1.65平方メートル以上とする。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	
<p><b>サービスの提供</b></p>	<p>1 利用者に対して治療を行う事業所を除き、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておくこと。</p> <p>2 サービスを提供したときは、提供日、提供したサービスの内容その他必要な事項を記録し、利用者の保護者の確認をとること。</p> <p>3 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第15条の規定に従い、利用者の心身に有害な影響を与える行為をしないよう、従業員の研修を実施するなどの必要な措置を講ずること。</p> <p>4 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は、行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p><b>サービスの開始</b></p> <p>1 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮を行うこと。</p> <p>2 サービスの提供を求められた場合は、保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされたサービスの種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認すること。</p> <p>3 児童の保護者が受けた通所給付決定の支給量を超えてサービスを提供しないこと。</p> <p>4 サービスを提供するときは、当該サービスの内容、提供することとしたサービスの量その他の必要な事項（以下「通所受給者証記載事項」という。）を当該保護者の通所受給者証に記載すること。</p> <p>5 サービスの利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告すること。</p> <p>6 通所受給者証記載事項に変更があった場合は、前2号の規定に準じること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	
			<p><b>障害児支援計画</b></p> <p>1 計画の作成に当たっては、利用者の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、利用者に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議を</p>	<p>適・否</p>	

	<p>得ない理由その他必要な事項を記録すること。</p> <p>5 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>6 サービスの開始の項第3号(1)から(11)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。</p> <p>7 利用者の保護者から受領する費用は、提供されるサービスに要する費用のうち規則で定めるものに限ること。</p> <p>8 利用者の安全の確保を図るため、事業所ごとに、設備の安全点検、従業者、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画(以下この表において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。併せて、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</p> <p>9 利用者の施設外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認すること。また、利用者の送迎を目的とした自動車(利用の態様を勘案して利用者の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用者の見落としを防止する装置(以下「ブザー等」という。)を備え、利用者の</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>		<p>開催するものとする。なお、会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して開催することができる。</p> <p>2 計画の作成後、計画の実施状況の把握(継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、利用者について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて、計画の変更を行うこと。</p> <p>3 モニタリングに当たっては、利用者の保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこと。  (1) 定期的に保護者及び利用者面接すること。  (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>4 計画の変更については、計画の作成に準じて行うこと。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
		<p>適・否</p>	<p>サービスの提供</p>	<p>1 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及び保護者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明すること。</p> <p>1の2 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮を行うこと。</p> <p>1の3 利用者の適性、障害の特性その他の事情を踏まえたサービスの確保並びに条例別表第1の1の表サービスの提供の項第12号に規定するサービスの質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、サービスの提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行うこと。</p> <p>1の4 事業所ごとに指定児童発達支援プログラム(前号に規定する領域との関連性を明確にし</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>

	<p>降車の際にはこれを用いて利用者の所在の確認を行うこと。</p> <p>10 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者又はその保護者及び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</p> <p>11 感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うこと。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</p> <p>12 事業所ごとにその提供するサービスについて、従業者による評価を受けた上で、定期的に質の評価を行い、その結果を利用者及びその保護者に周知するとともに、常に改善を図ること。また、当該評価及び改善の内容を毎年公表すること。</p> <p>13 利用者が地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂(以下「インクルージョン」という。)の推進に努めること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>		<p>たサービスの実施に関する計画をいう。)を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表すること。</p> <p>2 サービスの利用について市町村又は指定障害児相談支援事業者が行う連絡調整に協力すること。</p> <p>3 通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに通所給付決定の申請が行われるよう必要な援助を行うこと。</p> <p>4 通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う通所給付決定の申請について、必要な援助を行うこと。</p> <p>5 サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。</p> <p>6 障害児通所給付費の支払われるサービスの提供の対価の額は、法第21条の5の3第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とし、保護者から支払を受ける額は、法第21条の5の7第11項の規定により市町村から支払を受ける障害児通所給付費の額を控除した額とすること。</p> <p>7 前号に定めるもののほか、サービスの提供に要する次に掲げる費用について、保護者から支払を受けることができること。また、(1)の費用の額は、知事が別に定める額とすること。</p> <p>(1) 食事の提供に要する費用(児童発達支援センターの場合に限る。)</p> <p>(2) 日用品費</p> <p>(3) (1)及び(2)のほか、利用者の便益を直接向上させるための日常生活において必要となる費用であって、保護者に負担させることが適当であるもの</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
<p>記録の作成及び保存</p>	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する帳簿、サービスの提供の項第2号及び第4号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他提供するサービスの状況に関する記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>	<p>適・否</p>			<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
<p>事故等への対応</p>	<p>1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家</p>	<p>適・否</p>			











			に関する情報提供を行うこと。	
		34	広告をする場合には、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしな	適・否
		35	障害児相談支援事業若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、障害福祉サービスを行う者等又はこれらの者の従業者（以下「障害児相談支援事業者等」という。）に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないこと。	適・否
		36	障害児相談支援事業者等から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しないこと。	適・否
		37	児童発達支援センターは、事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は障害児が通う保育所、学校その他の施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めること。	適・否
		38	児童発達支援センターの従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払うこと。	適・否
		39	従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保すること。	適・否
		40	適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。	適・否
		41	保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知すること。	適・否
		42	サービスの提供を行っているときに利用者	適・否
			に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずること。	

			<p>43 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めること。</p> <p>44 事業所ごとに経理を区分するとともに、サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分すること。</p> <p>45 提供するサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、利用者の保護者による評価を受けて、その改善を図ること。</p> <p>(1) 利用者及びその保護者の意向、利用者の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況</p> <p>(2) 従業員の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況</p> <p>(3) 事業の用に供する設備及び備品等の状況</p> <p>(4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況</p> <p>(5) 利用者及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況</p> <p>(6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策</p> <p>(7) サービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
		<p><b>記録の作成及び保存</b></p>	<p>1 条例別表第1の1の表記録の作成及び保存の項に規定する帳簿及び記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。</p> <p>(1) 決算書類 30年間</p> <p>(2) 会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類 10年間</p> <p>(3) (1) 及び (2) に掲げる書類以外の帳簿及び記録 5年間</p> <p>2 作成、保存その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識するこ</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>

			<p>とができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。この号及び次号において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(サービスの開始の項第2号及び第4号並びに次号に規定するものを除く。)については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により行うことができること。</p> <p>3 交付、説明、同意その他これらに類する行為(以下「交付等」という。)のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。)により行うことができること。</p>	適・否							
		事故等への対応	<p>1 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力すること。</p> <p>2 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。</p>	適・否 適・否							
<p>2 放課後等デイサービス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="91 1316 264 1358">区分</th> <th data-bbox="264 1316 965 1358">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="91 1358 264 1560">従業者の配置</td> <td data-bbox="264 1358 965 1560">           1 次に掲げる従業者を置くこと。            (1) 管理者            (2) 児童指導員又は保育士            (3) 児童発達支援管理責任者            (4) 機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必         </td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。 (1) 管理者 (2) 児童指導員又は保育士 (3) 児童発達支援管理責任者 (4) 機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必	適・否	<p>2 放課後等デイサービス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1120 1316 1279 1358">区分</th> <th data-bbox="1279 1316 1973 1358">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1120 1358 1279 1560">従業者の配置</td> <td data-bbox="1279 1358 1973 1560">           1 児童指導員及び保育士は、サービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる人数が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上とすること。         </td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	従業者の配置	1 児童指導員及び保育士は、サービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる人数が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上とすること。	
区分	基準										
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。 (1) 管理者 (2) 児童指導員又は保育士 (3) 児童発達支援管理責任者 (4) 機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必										
区分	基準										
従業者の配置	1 児童指導員及び保育士は、サービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる人数が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上とすること。										



の開始	いこと。				
	2 サービスを提供する地域等を勘案し、利用申込者に係る児童に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合は、適当な他の福祉サービスを提供する者の紹介その他の措置を講ずること。	適・否		附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合	
	3 利用の申込みを受けたときは、利用申込者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について同意を得ること。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、人数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 利用定員 (5) サービスの内容並びに利用者の保護者から受領する費用の種類及びその額 (6) 事業の実施地域 (7) サービスの利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) 従業者の勤務体制 (12) その他サービスの選択に資する重要事項	適・否		8 利用者の支援に支障がない場合は、管理者を当該事業所の他の職務に従事させ、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができること。 9 当該事業所と一体的に管理運営を行う従たる事業所を設置する場合は、児童発達支援管理責任者以外の従業者のうち当該事業所又は従たる事業所の職務に従事する者のそれぞれ1人以上を、常勤かつ専ら当該職務に従事する者とする	適・否 適・否
障害児支援計画	【1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。】 1 児童発達支援管理責任者に障害児支援計画を作成させること。 2 障害児支援計画は、適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等を評価することを通じて保護者及び利用者の希望する生活並びに課題等を把握する作業（以下「アセスメント」という。）の結果に基づき、障がいの特性に応じた利用者の発達を支援する適切な内容とすること。 3 アセスメントを行うときは、利用者及びその保護者に対して面接すること。また、面接の趣	適・否 適・否 適・否	設備	発達支援室は、利用者の支援に支障がない広さとする	適・否
			サービスの開始	【1の表サービスの開始の項に掲げる基準を満たすこと。】 1 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮を行うこと。 2 サービスの提供を求められた場合は、保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされたサービスの種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認すること。 3 児童の保護者が受けた通所給付決定の支給量を超えてサービスを提供しないこと。 4 サービスを提供するときは、当該サービスの内容、提供することとしたサービスの量その他の必要な事項（以下「通所受給者証記載事項」という。）を当該保護者の通所受給者証に記載すること。 5 サービスの利用に係る契約をしたときは、通	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否



	<p>旨を十分に説明し、その理解を得ること。</p> <p>4 障害児支援計画の原案を作成したときは、利用者に対するサービスの提供に当たる他の担当者等の意見を聴くとともに、利用者及びその保護者に対して説明し、文書によりその同意を得ること。</p> <p>5 障害児支援計画を作成したときは、当該障害児支援計画を当該利用者の保護者に交付すること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>		<p>所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告すること。</p> <p>6 通所受給者証記載事項に変更があった場合は、前2号の規定に準じること。</p>	<p>適・否</p>
			<b>障害児支援計画</b>	<p>【1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>1 計画の作成に当たっては、利用者に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催するものとする。なお、会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して開催することができる。</p> <p>2 計画の作成後、計画の実施状況の把握(継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、利用者について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて、計画の変更を行うこと。</p> <p>3 モニタリングに当たっては、利用者の保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこと。</p> <p>(1) 定期的に保護者及び利用者面接すること。</p> <p>(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>4 計画の変更については、計画の作成に準じて行うこと。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
<b>サービスの提供</b>	<p>1 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておくこと。</p> <p>2 サービスを提供したときは、提供日、提供したサービスの内容その他必要な事項を記録し、利用者の保護者の確認をとること。</p> <p>3 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、利用者の心身に有害な影響を与える行為をしないよう、従業者の研修を実施するなどの必要な措置を講ずること。</p> <p>4 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。</p> <p>5 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>6 サービスの開始の項第3号(1)から(10)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。</p> <p>7 利用者の保護者から受領する費用は、提供されるサービスに要する費用のうち規則で定めるものに限ること。</p> <p>8 利用者の安全の確保を図るため、事業所ごと</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<b>サービスの提供</b>	<p>【1の表サービスの提供の項(第19号、第22号、第25号、第37号及び第38号の規定を除く。)に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>1 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及び保護者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明すること。</p> <p>2 サービスの利用について市町村又は指定障害児相談支援事業者が行う連絡調整に協力するこ</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>

	<p>に、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。併せて、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</p> <p>9 利用者の施設外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認すること。また、利用者の送迎を目的とした自動車（利用の態様を勘案して利用者の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザー等を備え、利用者の降車の際にはこれを用いて利用者の所在の確認を行うこと。</p> <p>10 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者又はその保護者及び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</p> <p>11 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</p> <p>12 事業所ごとにその提供するサービスについて、従業者による評価を受けた上で、定期的に質の評価を行い、その結果を利用者及びその保護者に周知するとともに、常に改善を図ること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>		<p>と。</p> <p>3 通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに通所給付決定の申請が行われるよう必要な援助を行うこと。</p> <p>4 通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う通所給付決定の申請について、必要な援助を行うこと。</p> <p>5 サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。</p> <p>6 障害児通所給付費の支払われるサービスの提供の対価の額は、法第21条の5の3第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とし、保護者から支払を受ける額は、法第21条の5の7第11項の規定により市町村から支払を受ける障害児通所給付費の額を控除した額とすること。</p> <p>7 前号に定めるもののほか、サービスの提供に要する次に掲げる費用について、保護者から支払を受けることができること。また、(1)の費用の額は、知事が別に定める額とすること。  (1) 食事の提供に要する費用（児童発達支援センターの場合に限る。）  (2) 日用品費  (3) (1)及び(2)のほか、利用者の便益を直接向上させるための日常生活において必要となる費用であって、保護者に負担させることが適当であるもの</p> <p>8 前2号に定めるもののほか、その用途が直接利用者の便益を向上させるための費用で、保護者に支払を求めることが適当なものについては、保護者から支払を受けることができること。</p> <p>9 前2号の規定により、保護者に支払を求める</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
--	---	---	--	--	--

	<p>また、当該評価及び改善の内容を毎年公表すること。</p> <p>13 利用者が地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョンの推進に努めること。</p>	適・否			
記録の作成及び保存	<p>【1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>従業者、設備、備品及び会計に関する帳簿、サービスの提供の項第2号及び第4号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他提供するサービスの状況に関する記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>	適・否			
事故等への対応	<p>【1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報等を漏らさないようにするために必要な措置を講ずること。また、他の福祉サービスを提供する者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておくこと。</p> <p>2 サービスの提供により利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに県、市町村及び当該利用者の家族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p> <p>3 利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、サービスに関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>4 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</p> <p>5 法第21条の5の22第1項又は社会福祉法(昭和26年法律第45号)第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>			
				<p>ときは、その用途及び額並びに支払を求める理由を書面により説明し、その同意を得ること。また、前3号の規定により保護者から支払を受けたときは、その者に対し領収証を交付すること。</p> <p>10 障害児通所給付費の支払われないサービスを提供したときは、提供したサービスの内容、保護者から支払を受けた額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を当該保護者に交付すること。</p> <p>11 利用者が同一の月に複数の事業者から障害児通所支援を受ける場合において、当該利用者の保護者から各事業者に支払うべき額を算定するよう依頼を受けたときは、その額を算定して、市町村及び他の事業者に通知すること。</p> <p>12 法第21条の5の7第11項の規定により市町村から障害児通所給付費の支払を受けたときは、保護者に対してその額を通知すること。</p> <p>13 障害児支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮すること。</p> <p>14 児童発達支援管理責任者に、障害児支援計画の作成及び変更に関する業務のほか、次に掲げる業務を行わせること。</p> <p>(1) 次号に規定する相談及び援助</p> <p>(2) 他の従業者に対する技術指導及び助言</p> <p>15 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。</p> <p>16 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行うこと。また、利用者の適性に応じ、利用者ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>





			つ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること。	
			30 サービスを利用しようとする利用者が、適切かつ円滑に利用できるように、サービスの内容に関する情報提供を行うこと。	適・否
			31 広告をする場合には、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとししないこと。	適・否
			32 障害児相談支援事業若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、障害福祉サービスを行う者等又はこれらの者の従業者（以下「障害児相談支援事業者等」という。）に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないこと。	適・否
			33 障害児相談支援事業者等から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しないこと。	適・否
			34 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保すること。	適・否
			35 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。	適・否
			36 保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知すること。	適・否
			37 サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずること。	適・否
			38 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めること。	適・否

			<p>39 事業所ごとに経理を区分するとともに、サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分すること。</p> <p>40 提供するサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、利用者の保護者による評価を受けて、その改善を図ること。</p> <p>(1) 利用者及びその保護者の意向、利用者の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況</p> <p>(2) 従業員の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況</p> <p>(3) 事業の用に供する設備及び備品等の状況</p> <p>(4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況</p> <p>(5) 利用者及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況</p> <p>(6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策</p> <p>(7) サービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
		<p><b>記録の作成及び保存</b></p>	<p>【1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>1 条例別表第1の1の表記録の作成及び保存の項に規定する帳簿及び記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。</p> <p>(1) 決算書類 30年間</p> <p>(2) 会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類 10年間</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる書類以外の帳簿及び記録 5年間</p> <p>2 作成、保存その他これらに類する行為のうち条例及びこの規則の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>

			<p>をいう。この号及び次号において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(サービスの開始の項第2号及び第4号並びに次号に規定するものを除く。)については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により行うことができること。</p> <p>3 交付、説明、同意その他これらに類する行為(以下「交付等」という。)のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。)により行うことができること。</p>	適・否								
<p><b>3 居宅訪問型児童発達支援</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業者の配置</td> <td>1 次に掲げる従業者を置くこと。 (1) 管理者 (2) 訪問支援員 (3) 児童発達支援管理責任者</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。 (1) 管理者 (2) 訪問支援員 (3) 児童発達支援管理責任者	適・否	<p><b>事故等への対応</b></p> <p>【1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>1 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力すること。</p> <p>2 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。</p>	<p><b>3 居宅訪問型児童発達支援</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業者の配置</td> <td>1 従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれ定める人数とすること。 (1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	従業者の配置	1 従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれ定める人数とすること。 (1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数	適・否
区分	基準											
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。 (1) 管理者 (2) 訪問支援員 (3) 児童発達支援管理責任者											
区分	基準											
従業者の配置	1 従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれ定める人数とすること。 (1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数											



	<p>2 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>3 児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該事業所の職務に従事することができる者をもって充てること。</p> <p>4 常時1人以上の従業者を利用者の支援に従事させること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>			
設備	<p>1 次に掲げる設備を設けること。</p> <p>(1) 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画</p> <p>(2) サービスの提供に必要な設備及び備品等</p> <p>2 設備及び備品等は、専ら当該事業の用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>			
サービスの開始	<p>1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 サービスを提供する地域等を勘案し、利用申込者に係る児童に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合は、適当な他の福祉サービスを提供する者の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 利用の申込みを受けたときは、利用申込者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について同意を得ること。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) サービスの内容並びに利用者の保護者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>(5) 事業の実施地域</p> <p>(6) サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>(7) 緊急時等における対応方法</p> <p>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>		<p>(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>2 訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障がい児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障がい児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は障がい児について、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下この号において「支援」という。)を行い、並びに当該障がい児の支援を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に3年以上従事した者であること。</p> <p>3 管理者は、利用者の支援に支障がないと認められるときは、訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を兼ねることができること。</p> <p>4 管理者が訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、利用者の支援に支障がないと認められるときは、管理者を当該事業所の他の職務に従事させ、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
			サービスの開始	<p>【1の表サービスの開始の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>1 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮を行うこと。</p>	<p>適・否</p>

	(9) 従業者の勤務体制 (10) その他サービスの選択に資する重要事項			2 サービスの提供を求められた場合は、保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされたサービスの種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認すること。	適・否
障害児支援計画	【1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。】 1 児童発達支援管理責任者に障害児支援計画を作成させること。 2 障害児支援計画は、適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等を評価することを通じて保護者及び利用者の希望する生活並びに課題等を把握する作業（以下「アセスメント」という。）の結果に基づき、障がいの特性に応じた利用者の発達を支援する適切な内容とすること。 3 アセスメントを行うときは、利用者及びその保護者に対して面接すること。また、面接の趣旨を十分に説明し、その理解を得ること。 4 障害児支援計画の原案を作成したときは、利用者に対するサービスの提供に当たる他の担当者等の意見を聴くとともに、利用者及びその保護者に対して説明し、文書によりその同意を得ること。 5 障害児支援計画を作成したときは、当該障害児支援計画を当該利用者の保護者に交付すること。	適・否		3 児童の保護者が受けた通所給付決定の支給量を超えてサービスを提供しないこと。	適・否
		適・否		4 サービスを提供するときは、当該サービスの内容、提供することとしたサービスの量その他の必要な事項（以下「通所受給者証記載事項」という。）を当該保護者の通所受給者証に記載すること。	適・否
		適・否		5 サービスの利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告すること。	適・否
		適・否		6 通所受給者証記載事項に変更があった場合は、前2号の規定に準じること。	適・否
		適・否			
サービスの提供	1 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておくこと。 2 サービスを提供したときは、提供日、提供したサービスの内容その他必要な事項を記録し、利用者の保護者の確認をとること。 3 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、利用者の心身に有害な影響を与える行為をしないよう、従業者の研修を実施するなどの必要な措置を講ずること。 4 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護	適・否	障害児支援計画	【1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。】 1 計画の作成に当たっては、利用者に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催するものとする。なお、会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して開催することができる。 2 計画の作成後、計画の実施状況の把握(継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、利用者について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて、計画の変更を行うこと。 3 モニタリングに当たっては、利用者の保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこと。 (1) 定期的に保護者及び利用者面接すること。	適・否
		適・否			適・否
		適・否			適・否
		適・否			適・否



	11 提供するサービスについて定期的に点検し、その結果を利用者及びその保護者に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。	適・否		払を受けることができること。また、(1)の費用の額は、知事が別に定める額とすること。	
記録の作成及び保存	【1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。】 従業者、設備、備品及び会計に関する帳簿、サービスの提供の項第2号及び第4号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他提供するサービスの状況に関する記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。	適・否		(1) 食事の提供に要する費用(児童発達支援センターの場合に限る。) (2) 日用品費 (3) (1)及び(2)のほか、利用者の便益を直接向上させるための日常生活において必要となる費用であって、保護者に負担させることが適当であるもの	適・否 適・否
事故等への対応	【1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。】 1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報等を漏らさないようにするために必要な措置を講ずること。また、他の福祉サービスを提供する者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておくこと。 2 サービスの提供により利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに県、市町村及び当該利用者の家族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。 3 利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、サービスに関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。 4 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。 5 法第21条の5の22第1項又は社会福祉法(昭和26年法律第45号)第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。	適・否  適・否  適・否  適・否		8 前2号に定めるもののほか、その用途が直接利用者の便益を向上させるための費用で、保護者に支払を求めることが適当なものについては、保護者から支払を受けることができること。 9 前2号の規定により、保護者に支払を求めるときは、その用途及び額並びに支払を求め理由を書面により説明し、その同意を得ること。また、前3号の規定により保護者から支払を受けたときは、その者に対し領収証を交付すること。 10 障害児通所給付費の支払われないサービスを提供したときは、提供したサービスの内容、保護者から支払を受けた額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を当該保護者に交付すること。 11 利用者が同一の月に複数の事業者から障害児通所支援を受ける場合において、当該利用者の保護者から各事業者を支払うべき額を算定するよう依頼を受けたときは、その額を算定して、市町村及び他の事業者に通知すること。 12 法第21条の5の7第11項の規定により市町村から障害児通所給付費の支払を受けたときは、保護者に対してその額を通知すること。 13 障害児支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮すること。	適・否  適・否  適・否  適・否  適・否



			とができるよう、事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておくこと。	
			24 利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務を除き、事業所ごとに、当該事業所の従業員によってサービスを提供すること。	適・否
			25 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。	
			(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。	適・否
			(2) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。	適・否
			(3) (1)及び(2)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	適・否
			26 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。	
			(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。	適・否
			(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	適・否
			(3) 従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。	適・否
			29 設備、食器等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行うこと。	適・否
			30 感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。	
			(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定	適・否



			<p>37 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。</p> <p>38 保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知すること。</p> <p>39 サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずること。</p> <p>40 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めること。</p> <p>41 事業所ごとに経理を区分するとともに、サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分すること。</p> <p>2 従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者、保護者若しくは利用者の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示させること。</p> <p>3 1の表サービスの提供の項第6号及び第8号に定めるもののほか、保護者の求めによりサービスの実施地域外の地域においてサービスを提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を保護者から受けることができること。</p> <p>4 前号の規定による保護者の支払については、1の表サービスの提供の項第9号の規定に準じること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
		<p><b>記録の作成及び保存</b></p>	<p>【1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>1 条例別表第1の1の表記録の作成及び保存の項に規定する帳簿及び記録は、次に掲げる区分</p>	<p>適・否</p>



			<p>に応じ、それぞれに定める期間保存すること。</p> <p>(1) 決算書類 30年間</p> <p>(2) 会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類 10年間</p> <p>(3) (1) 及び (2) に掲げる書類以外の帳簿及び記録 5年間</p> <p>2 作成、保存その他これらに類する行為のうち  条例及びこの規則の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。この号及び次号において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(サービスの開始の項第2号及び第4号並びに次号に規定するものを除く。)については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により行うことができること。</p> <p>3 交付、説明、同意その他これらに類する行為(以下「交付等」という。)のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。)によることができること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
		<p>事故等への対応</p>	<p>【1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>1 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつ</p>	<p>適・否</p>

			<p>せんにできる限り協力すること。</p> <p>2 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。</p>	適・否	
<b>4 保育所等訪問支援</b>			<b>4 保育所等訪問支援</b>		
<b>区分</b>	<b>基準</b>		<b>区分</b>	<b>基準</b>	
<b>従業者の配置</b>	<p>1 次に掲げる従業者を置くこと。</p> <p>(1) 管理者</p> <p>(2) 訪問支援員</p> <p>(3) 児童発達支援管理責任者</p> <p>2 児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該事業所の職務に従事することができる者をもって充てること。</p> <p>3 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>4 常時1人以上の従業者を利用者の支援に従事させること。</p>	適・否	<b>従業者の配置</b>	<p>1 従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれ定める人数とすること。</p> <p>(1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>2 管理者は、利用者の支援に支障がないと認められるときは、訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を兼ねることができること。</p> <p>3 管理者が訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、利用者の支援に支障がないと認められるときは、管理者を当該事業所の他の職務に従事させ、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができること。</p>	適・否
<b>設備</b>	【3の表設備の項に掲げる基準を満たすこと。】	適・否	<b>サービスの開始</b>	<p>【1の表サービスの開始の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>1 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮を行うこと。</p> <p>2 サービスの提供を求められた場合は、保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされたサービスの種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認すること。</p> <p>3 児童の保護者が受けた通所給付決定の支給量を超えてサービスを提供しないこと。</p> <p>4 サービスを提供するときは、当該サービスの内容、提供することとしたサービスの量その他</p>	適・否
<b>サービスの開始</b>	<p>1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 サービスを提供する地域等を勘案し、利用申込者に係る児童に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合は、適当な他の福祉サービスを提供する者の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 利用の申込みを受けたときは、利用申込者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について同意を得ること。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p>	適・否			

	<p>(4) サービスの内容並びに利用者の保護者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>(5) 事業の実施地域</p> <p>(6) サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>(7) 緊急時等における対応方法</p> <p>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(9) 従業者の勤務体制</p> <p>(10) その他サービスの選択に資する重要事項</p>			<p>の必要な事項（以下「通所受給者証記載事項」という。）を当該保護者の通所受給者証に記載すること。</p> <p>5 サービスの利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告すること。</p> <p>6 通所受給者証記載事項に変更があった場合は、前2号の規定に準じること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>
障害児支援計画	<p>【1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>1 児童発達支援管理責任者に障害児支援計画を作成させること。</p> <p>2 障害児支援計画は、適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等を評価することを通じて保護者及び利用者の希望する生活並びに課題等を把握する作業（以下「アセスメント」という。）の結果に基づき、障がいの特性に応じた利用者の発達を支援する適切な内容とすること。</p> <p>3 アセスメントを行うときは、利用者及びその保護者に対して面接すること。また、面接の趣旨を十分に説明し、その理解を得ること。</p> <p>4 障害児支援計画の原案を作成したときは、利用者に対するサービスの提供に当たる他の担当者等の意見を聴くとともに、利用者及びその保護者に対して説明し、文書によりその同意を得ること。</p> <p>5 障害児支援計画を作成したときは、当該障害児支援計画を当該利用者の保護者に交付すること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	障害児支援計画	<p>【1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>1 計画の作成に当たっては、利用者に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催するものとする。なお、会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して開催することができる。</p> <p>2 計画の作成後、計画の実施状況の把握(継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、利用者について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて、計画の変更を行うこと。</p> <p>3 モニタリングに当たっては、利用者の保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこと。</p> <p>(1) 定期的に保護者及び利用者面接すること。</p> <p>(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>4 計画の変更については、計画の作成に準じて行うこと。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、提供日、提供したサービスの内容その他必要な事項を記録し、利用者の保護者の確認をとること。</p> <p>2 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	サービスの提供	<p>【1の表サービスの提供の項の該当部分】</p> <p>1 1の表サービスの提供の項（第1号の4、第7号、第19号、第22号、第24号、第25号、第33号、第37号、第38号及び第45号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。</p>	<p>適・否</p>



	<p>対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</p> <p>10 事業所ごとにその提供するサービスについて、従業者による評価による評価を受けた上で、定期的に質の評価を行い、その結果を利用者及びその保護者並びに当該事業所の訪問支援員が当該利用者に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設に周知すること。また、当該評価及び改善の内容を毎年公表すること。</p> <p>11 利用者が地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョンの推進に努めること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>		<p>は、保護者から支払を受けることができること。</p> <p>9 前2号の規定により、保護者に支払を求めるときは、その用途及び額並びに支払を求め理由を書面により説明し、その同意を得ること。また、前3号の規定により保護者から支払を受けたときは、その者に対し領収証を交付すること。</p> <p>10 障害児通所給付費の支払われないサービスを提供したときは、提供したサービスの内容、保護者から支払を受けた額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を当該保護者に交付すること。</p> <p>11 利用者が同一の月に複数の事業者から障害児通所支援を受ける場合において、当該利用者の保護者から各事業者を支払うべき額を算定するよう依頼を受けたときは、その額を算定して、市町村及び他の事業者へ通知すること。</p> <p>12 法第21条の5の7第11項の規定により市町村から障害児通所給付費の支払を受けたときは、保護者に対してその額を通知すること。</p> <p>13 障害児支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮すること。</p> <p>14 児童発達支援管理責任者に、障害児支援計画の作成及び変更に関する業務のほか、次に掲げる業務を行わせること。  (1) 次号に規定する相談及び援助  (2) 他の従業者に対する技術指導及び助言</p> <p>15 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。</p> <p>16 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行うこと。また、利</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
<p>記録の作成及び保存</p>	<p>【1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>従業者、設備、備品及び会計に関する帳簿、サービスの提供の項第2号及び第4号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他提供するサービスの状況に関する記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>	<p>適・否</p>			<p>適・否</p> <p>適・否</p>
<p>事故等への対応</p>	<p>【1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らさないようにするために必要な措置を講ずること。また、他の福祉サービスを提供する者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておくこと。</p> <p>2 サービスの提供により利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに県、市町村及び当該利用者の家族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際し</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>			<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>









			<p>速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずること。</p> <p>38 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めること。</p> <p>39 事業所ごとに経理を区分するとともに、サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分すること。</p> <p>2 従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者、保護者若しくは利用者の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示させること。</p> <p>3 1の表サービスの提供の項第6号及び第8号に定めるもののほか、保護者の求めによりサービスの実施地域外の地域においてサービスを提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を保護者から受けることができること。</p> <p>4 前号の規定による保護者の支払については、1の表サービスの提供の項第9号の規定に準じること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
		<p><b>記録の作成及び保存</b></p>	<p>【1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>1 条例別表第1の1の表記録の作成及び保存の項に規定する帳簿及び記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。</p> <p>(1) 決算書類 30年間</p> <p>(2) 会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類 10年間</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる書類以外の帳簿及び記録 5年間</p> <p>2 作成、保存その他これらに類する行為のうち条例及びこの規則の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。この号及び次号において同じ。)で行う</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>

			<p>ことが規定され、又は想定されるもの(サービスの開始の項第2号及び第4号並びに次号に規定するものを除く。)については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により行うことができること。</p> <p>3 交付、説明、同意その他これらに類する行為(以下「交付等」という。)のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。)により行うことができること。</p>	適・否				
		事故等への対応	<p>【1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>1 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力すること。</p> <p>2 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。</p>	適・否  適・否				
		別表第2(第3条関係) ※2種類以上の事業を一体的に行う事業所の場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1279 1361 1435 1406">区分</th> <th data-bbox="1435 1361 1973 1406">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1279 1406 1435 1562">従業者の配置</td> <td data-bbox="1435 1406 1973 1562">1 事業の種類に応じ、条例別表第1従業者の配置の項及び別表第1従業者の配置の項に掲げる基準を満たすこと。ただし、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	従業者の配置	1 事業の種類に応じ、条例別表第1従業者の配置の項及び別表第1従業者の配置の項に掲げる基準を満たすこと。ただし、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援	適・否
区分	基準							
従業者の配置	1 事業の種類に応じ、条例別表第1従業者の配置の項及び別表第1従業者の配置の項に掲げる基準を満たすこと。ただし、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援							

			<p>及び保育所等訪問支援のうちいずれか2種類以上の事業を一体的に行う場合は、一の事業の従業者を一体的に行う他の事業の同じ職務に従事させることができる。</p> <p>2 利用定員の合計が20人未満である事業所（前号後段に規定するサービスのみを行う事業所を除く。）は、同号前段の規定にかかわらず、従業者（管理者、児童発達支援管理責任者及び嘱託医を除く。）のうち常勤とする者は、1人以上とすることをもって足りること。</p>	適・否
		設備	<p>事業の種類に応じ条例別表第1設備の項及び別表第1設備の項に掲げる基準を満たすこと。ただし、サービスの提供に支障を来さないよう配慮されているときは、一体的に行う他の事業の設備を兼用することができる。</p>	適・否
		利用定員	<p>1 児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用定員は、それぞれ10人以上（主として重症心身障害児が通う事業所にあつては、5人以上）とすること。ただし、これらの事業のうち2以上の事業を一体的に行う場合は、利用定員の合計を10人以上（主として重症心身障害児が通う事業所にあつては、5人以上）とすることをもって足りる。</p> <p>2 前号の規定にかかわらず、事業所の利用定員の合計が20人以上である場合は、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用定員をそれぞれ5人以上とすることができること。ただし、これらの事業のうち2以上の事業を一体的に行う場合は、これらの事業の利用定員の合計を5人以上とすることをもって足りる。</p>	適・否
			<p>3 前2号の規定にかかわらず、児童発達支援又は放課後等デイサービスの事業と主として重度の知的障がい及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障がい重複している障害者に対する生活介護の事業を併せて行う場合は、事業所の利用定員の合計を5人以上とすることをもって足</p>	適・否

		りること。	
	サービスの開始	事業の種類に応じて、条例別表第1サービスの開始の項及び別表第1サービスの開始の項に掲げる基準を満たすこと。	適・否
	障害児支援計画	条例別表第1障害児支援計画の項及び別表第1障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。	適・否
	サービスの提供	事業の種類に応じて、条例別表第1サービスの提供の項及び別表第1サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。	適・否
	記録の作成及び保存	条例別表第1記録の作成及び保存の項及び別表第1記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。	適・否
	事故等への対応	条例別表第1事故等への対応の項及び別表第1事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。	適・否
	<p><b>別表第3（第3条関係）</b>  <b>※共生型指定基準（生活介護関係）</b>  1 次に掲げる障害児通所支援の区分に応じ、それぞれに定める基準を満たすこと。ただし、児童発達支援管理責任者を置かない場合にあつては、児童発達支援管理責任者が行うべき業務は、これに代わる適当な者が行うことができる。</p> <p>(1) 児童発達支援 別表第1の1の表（従業者の配置の項第1号から第3号まで、設備の項並びにサービスの提供の項第22号、第25号、第37号及び第38号の規定を除く。）に掲げる基準</p> <p>(2) 放課後等デイサービス 別表第1の3の表（従業者の配置の項第1号から第6号まで及び設備の項の規定を除く。）に掲げる基準</p> <p>2 従業者の人数が、前号（1）及び（2）に掲げるサービスを利用する障害児を生活介護の利用者とみなして加えた場合において指定障害福祉サービス事業者として必要とされる人数以上であること。</p> <p>3 適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>		適・否
	別表第4（第3条関係）		

	<p><b>※共生型指定基準（通所介護、地域密着型通所介護関係）</b></p> <p>1 別表第3第1号及び第3号に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>2 食堂及び機能訓練室の床面積が、別表第3第1号（1）及び（2）に掲げるサービスを利用する障害児を通所介護等の利用者となし加えた場合における通所介護等の利用者の数で除して3平方メートル以上であること。</p> <p>3 従業者の人数が、別表第3第1号（1）及び（2）に掲げるサービスを利用する障害児を通所介護等の利用者となし加えた場合において指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者として必要とされる人数以上であること。</p> <p><b>別表第5（第3条関係）</b></p> <p><b>※共生型指定基準（小規模多機能型居宅介護又は複合型サービス、介護予防小規模多機能型居宅介護関係）</b></p> <p>1 別表第3第1号及び第3号に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>2 通いサービス（事業所に通わせて行うサービスをいう。以下この表及び別表第9において同じ。）の利用の登録を受けている者の数の上限（以下この表及び別表第9において「登録定員」という。）を29人以下とすること。</p> <p>3 通いサービスを利用する者の1日当たりの上限（以下この表及び別表第9において「1日当たり定員」という。）を次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ同表の右欄に定める人数とすること。</p> <table border="1" data-bbox="1153 1037 1966 1204"> <tr> <td>25人以下</td> <td>登録定員の2分の1以上15人以下</td> </tr> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>登録定員の2分の1以上16人以下</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>登録定員の2分の1以上17人以下</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>登録定員の2分の1以上18人以下</td> </tr> </table> <p>4 他の小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスに限る。）又は介護予防小規模多機能型居宅介護を行う事業所（保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する者により設置されたものに限る。）との密接な連携の下に運営される事業所は、前2号の規定にかかわらず、登録定員を18人以下、1日当たり定員を登録定員の2分の1以上12人以下とすること。</p> <p>5 居間及び食堂は、機能を十分に発揮できる適当な広さを有す</p>	25人以下	登録定員の2分の1以上15人以下	26人又は27人	登録定員の2分の1以上16人以下	28人	登録定員の2分の1以上17人以下	29人	登録定員の2分の1以上18人以下	<p>適・否 適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否 適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
25人以下	登録定員の2分の1以上15人以下									
26人又は27人	登録定員の2分の1以上16人以下									
28人	登録定員の2分の1以上17人以下									
29人	登録定員の2分の1以上18人以下									

ること。  
 6 従業者の人数が、通いサービスを利用する者が居宅要介護者であるとした場合に、介護保険法第 42 条の 2 第 1 項本文又は第 54 条の 2 第 1 項本文の指定を受けるために必要とされる人数以上であること。

適・否

別表第 6（第 3 条関係）

※基準該当通所支援に係る基準

1 児童発達支援

区分	基準
従業者の配置	<p>1 管理者のほか、次に掲げる従業者をそれぞれに定める人数置くこと。</p> <p>(1) 児童指導員及び保育士 サービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる人数が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上</p> <p>ア 利用者の数が 10 人以下の事業所 2 人</p> <p>イ 利用者の数が 10 人を超える事業所 利用者の数から 10 を控除した数を 5 で除した数（1 に満たない端数があるときは、それを切り上げた数）に 2 を加えた人数</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者 1 人以上</p> <p>2 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、管理者を事業所の他の職務に従事させ、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p> <p>3 常時 1 人以上の従業者を利用者の支援に従事させること。</p> <p>4 保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と事業所の利用者を交流させるときは、利用者の支援に支障がない場合に限り、利用者の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができること。</p>

適・否

適・否  
 適・否

適・否

適・否

		設備	<p>1 発達支援室並びにサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えること。</p> <p>2 発達支援室には、支援に必要な機械器具等を備えること。</p> <p>3 設備及び備品等は、専ら当該サービスの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	適・否	
		利用定員	10人以上とすること。	適・否	
		サービスの開始	条例別表第1の1の表サービスの開始の項及び別表第1の1の表サービスの開始の項に掲げる基準を満たすこと。	適・否	
		障害児支援計画	条例別表第1の1の表障害児支援計画の項及び別表第1の1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。	適・否	
		サービスの提供	条例別表第1の1の表サービスの提供の項（第5号の規定を除く。）及び別表第1の1の表サービスの提供の項（第10号から第12号まで、第19号、第22号、第25号、第37号、第38号、第41号及び第42号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。	適・否	
		記録の作成及び保存	条例別表第1の1の表記録の作成及び保存の項及び別表第1の1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。	適・否	
		事故等への対応	条例別表第1の1の表事故等への対応の項及び別表第1の1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。	適・否	
		<b>2 放課後等デイサービス</b>			
		区分	<b>基準</b>		
		従業者の配置	<p>1 管理者のほか、次に掲げる従業者をそれぞれに定める人数置くこと。</p> <p>(1) 児童指導員及び保育士 サービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる人数が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上</p> <p>ア 利用者の数が10人以下の事業所 2人</p>	適・否	

		<p>イ 利用者の数が10人を超える事業所 利用者の数から10を控除した数を5で除した数（1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数）に2を加えた人数</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>2 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、管理者を当該事業所の他の職務に従事させ、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p> <p>3 常時1人以上の従業者を利用者の支援に従事させること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>
	<b>設備</b>	1の表設備の項に掲げる基準を満たすこと。	適・否
	<b>利用定員</b>	1の表利用定員の項に掲げる基準を満たすこと。	適・否
	<b>サービスの開始</b>	条例別表第1の3の表サービスの開始の項及び別表第1の1の表サービスの開始の項に掲げる基準を満たすこと。	適・否
	<b>障害児支援計画</b>	条例別表第1の1の表障害児支援計画の項及び別表第1の1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。	適・否
	<b>サービスの提供</b>	条例別表第1の3の表サービスの提供の項及び別表第1の1の表サービスの提供の項（第10号から第12号まで、第19号、第22号、第25号、第37号、第38号、第41号及び第42号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。	適・否
	<b>記録の作成及び保存</b>	条例別表第1の1の表記録の作成及び保存の項及び別表第1の1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。	適・否
	<b>事故等への対応</b>	条例別表第1の1の表事故等への対応の項及び別表第1の1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。	適・否
	<b>別表第7（第3条関係）</b>		
	1	地域において児童発達支援又は放課後等デイサービスが提	適・否





